

平成30年度からの都道府県化における本市の国民健康保険税について

平成30年2月13日
市 民 部

1 概要

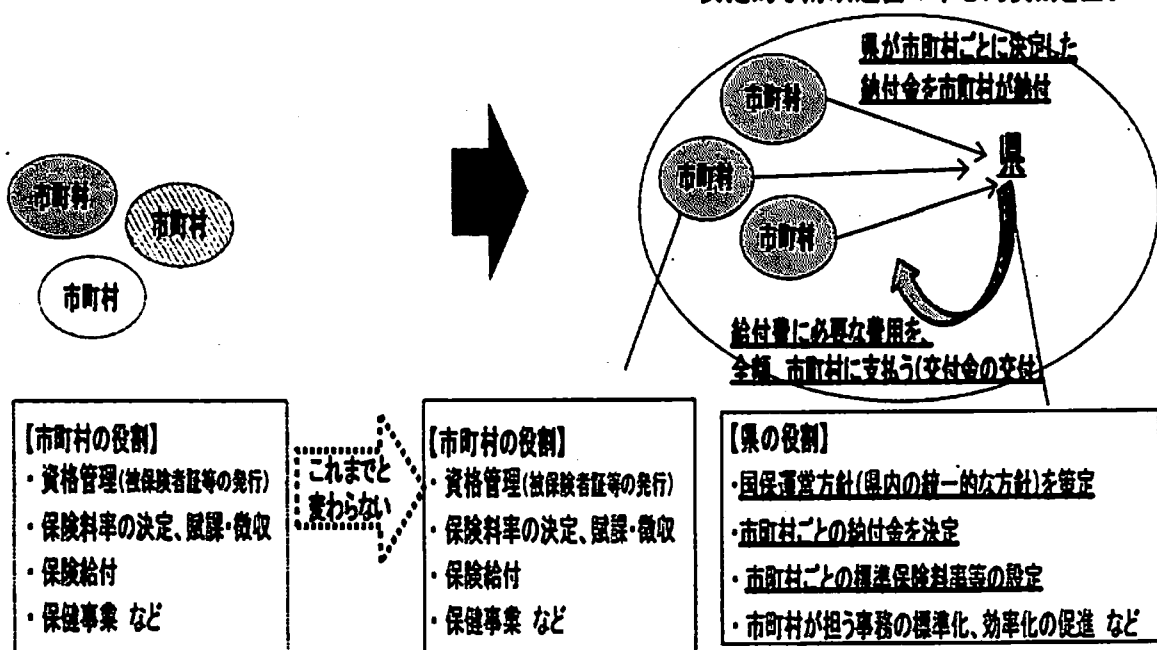
平成30年1月23日（火）に、岩手県（以下「県」という。）より、市町村が県に納付する事業費納付金（以下「納付金」という。）及び標準保険料率の確定算定値が示されたことから、本市の現状及び保険税率等の今後の見通しについて報告するものである。

2 都道府県化の目的

新たに保険者となる都道府県に対し、総額3,400億円の公費を投入することによる「財政基盤の強化」と「運営の在り方の見直し」を行うことにより、将来にわたって皆保険制度が維持可能な仕組みを構築するものである。

【現行】市町村が個別に運営

【改革後】県が市町村とともに国保運営を行うとともに、安定的な財政運営の中心的役割を担う



3 本市の状況及び今後の見込み

(1) 都道府県化後の市町村国保特別会計の考え方

平成30年度からの国民健康保険特別会計では、以下の歳入歳出経費について均衡を図る必要がある。（医療給付に係る費用及び事務費を除く）

歳入	歳出
現年度分保険税	納付金
市町村向け公費等 ※保険税（滞納繰越分）、一般会計からの法定繰入分、国・県からの特別調整交付金（保険者努力支援制度分含む）他	保健事業等に係る経費 ※保健事業費（特定健診等）、出産育児諸費・葬祭諸費他

(2) 納付金の確定における算定内容について

- ・ 今回、県から示された本市の納付金確定算定値は、70億3,877万5,003円となり、11月に示された仮算定値と比較して約8千2百万円の増となっている。
- ・ 県内全市町村において確定算定値が仮算定値から増となっているが、本市を含む8市町については、28年度の医療給付費等需要額等から算定した一人あたりの保険税額との比較においても増となったことから激変緩和措置が図られ、28年度並みとなるよう調整されている。
 （上記確定算定値は、激変緩和措置後の額。）

(3) 本市の国保税率について

(ア) 国保財政について

- ・ 医療の高度化、高齢化の進展の影響により一人あたりの医療費は伸び続けており、納付金額についても増加していくことが想定される。
- ・ 25年度末で64,235人だった被保険者数が、29年10月末時点で56,744人と3年半で7,491人、11.7%の減となっており、その影響により、保険税調定額も29年10月末時点で約7億8千万円、12.8%の大幅な減となっていることから、今後も厳しい財政状況が見込まれる。

(イ) 30年度の国保税率について

- ・ 県が確定算定値のベースとした交付金や負担金等の実績は28年度のもの

であり、減少傾向が続く被保険者数の推移等を踏まえて30年度当初予算を試算した結果、激変緩和措置が入っても、2億円超の財源不足となる状況である。

- ・ しながら、市民が安心して医療を受けられる機会を確保することが重要であるため、
 - 下記4に掲げる国保安定化に向けた方策に積極的に取り組む
 - 国保財政調整基金を活用すること等により、30年度は税率の改正は行わないこととする。
- ・ 保険税率の改正は、概ね3年を目途に検討を行うこととする。

4 国保運営の安定化に向けた方策

新設される「保険者努力支援制度」に該当する以下の方策に積極的に取り組むことにより医療費の適正化を図るとともに、交付金等保険税以外の財源の積極的な確保により、現状の保険税率を少しでも長く維持できるよう努めることとする。

- (1) 安定的な税収確保のため、滞納処分の早期着手等による現年度保険税収納率向上対策の強化
- (2) 28年度から重点的に取り組んでいる資格適用適正化の推進
- (3) 個人へのインセンティブの提供・分かりやすい情報提供の実施
- (4) 第三者求償事務への取組強化
- (5) 糖尿病等の重症化予防に向けた訪問保健指導、健康教室等の充実
- (6) 特定健康診査受診率向上対策(現在も行っている訪問による受診勧奨の強化)
- (7) 勧奨通知や希望カードの交付による後発医薬品の使用促進

5 今後のスケジュールについて

平成30年3月定例会 条例改正(案)の上程

- ・ 国民健康保険事業財政調整基金条例 (設置目的の改正)
- ・ 市税条例 (課税目的等の改正)

平成30年4月1日 国保運営の都道府県化の開始